自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

制定:令和6年11月28日医推第920号

1 用語の定義

修学生	学校法人自治医科大学から自治医科大学医学部修学資金の貸与
	を受けている自治医科大学医学部学生をいう。ただし、自治医科大
	学の入学試験地(第1次試験)が岡山県であった者に限る。
自治医師	修学生であった者で、医師免許を取得し、岡山県職員として岡山
	県に採用されている者をいう。
規程	自治医科大学医学部修学資金貸与規程をいう。
施行細則	自治医科大学医学部修学資金貸与規程施行細則をいう。
義務年限期間	規程第7条第1項第1号の期間をいう。
臨床研修	医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定
	する臨床研修をいう。
地域勤務病院	高梁市国民健康保険成羽病院、医療法人思誠会 渡辺病院、真庭市
	国民健康保険湯原温泉病院、美作市立大原病院及び鏡野町国民健康
	保険病院をいう。
後期研修	地域医療の向上に資する最新の医学知識、医療技術及び態度を習
	得させるための研修をいう。

2 義務年限期間中の業務

自治医科大学卒業医師(以下、「自治医師」という。)が岡山県職員(以下、「県職員」という。)として義務年限期間中に従事する業務は、次のとおりとする。

(1) 臨床研修

- ①自治医師は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会 岡山済生会総合病院、日本赤十字社 岡山赤十字病院又は一般財団法人津山慈風会 津山中央病院のいずれかの病院で2年間の臨床研修を受けることとする。
- ②臨床研修を受ける病院(以下、「臨床研修病院」という。)は、原則として自治医師となる予定の修学生本人の意向等を踏まえて臨床研修病院と協議の上、知事が決定する。
- ③知事は、県職員の身分を保有させたまま、自治医師を臨床研修病院に派遣する。
- ④臨床研修中の指揮監督は、臨床研修病院の長が行う。

(2) 地域勤務

- ①自治医師は、義務年限期間から(1)の臨床研修及び(3)の後期研修の期間を除いた5年以上の期間、地域勤務病院のいずれかの病院に勤務し、診療に従事することとする。 なお、知事は、特に必要と認めるときは、地域勤務病院以外に勤務させることができる。
- ②地域勤務病院は、県内のへき地医療の状況及び自治医師本人の希望等を踏まえて知事が決定する。
- ③知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定に基づき、自治医師を地域勤務病院に派遣し、地域勤務病院は、県職員の身分を保有させたまま当該自治医師を採用するものとする。
- ④地域勤務病院は、自治医師本人からの申請に基づき、専門医取得等のために地域勤務病院以外で週一回の研修を受けられるよう配慮する。

(3) 後期研修

- ①自治医師は、次のいずれかの医療機関で1年間又は2年間の後期研修を受けること。
 - a 地域医療の質的向上に資する最新の医学知識、医療技術及び態度を習得させる研修 が可能であって、地域医療へ貢献している県内の医療機関
 - b 自治医科大学附属病院又は自治医科大学附属さいたま医療センター
- ②後期研修の開始時期は、義務年限期間6年目の最初の日を基本とし、県内のへき地医療の状況及び自治医師本人の意向等を踏まえて知事が決定する。
- ③後期研修を受ける医療機関(以下、「後期研修機関」という。)及びその期間は、自治医師本人から提出された後期研修計画書に基づき知事が決定する。
- ④知事は、県職員の身分を保有させたまま、自治医師を後期研修機関に派遣する。
- ⑤後期研修の内容は、後期研修機関の長が自治医師本人と協議して定める。ただし、知事は 後期研修の内容について後期研修機関の長に協議することができる。
- ⑥後期研修中の指揮監督は、後期研修機関の長が行う。
- 3 休業、休暇等に係る義務年限期間の取扱い 規程及び施行細則に定めるとおりとする。
- 4 義務年限期間の計算方法 規程及び施行細則に定めるとおりとする。

5 取得可能な専門医

- (1)地域勤務病院が専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている次の診療科については、義務年限期間としての地域勤務と専門研修プログラムの専攻が両立できることから、当該地域勤務病院で地域勤務する場合は、義務年限期間中に専門医を取得できる見込みである。
 - ①内科、総合診療、救急科 全ての地域勤務病院が、県内いずれかの専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている。

②外科

医療法人思誠会 渡辺病院が、岡山大学病院の専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている。

(2)上記の他、日本専門医機構等が自治医師のカリキュラム制による専門医取得を認めている 診療科についても、後期研修及び地域勤務中の研修等により義務年限期間中に専門医を取得できる見込みである。

6 その他

臨床研修、地域勤務及び後期研修に支障を来さない限り、義務年限期間中の医局への入局や大学院への入学は差し支えないものとする。

附則

- 1 このキャリア形成プログラムは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以降に自治医科大学医学部に入学した者に適用し、令和元年度より前に入学した者のうち、令和7年度以降に後期研修2年目となる自治医師については、本人の希望により適用し、それ以外の自治医師の取扱いについては、従前の例による。